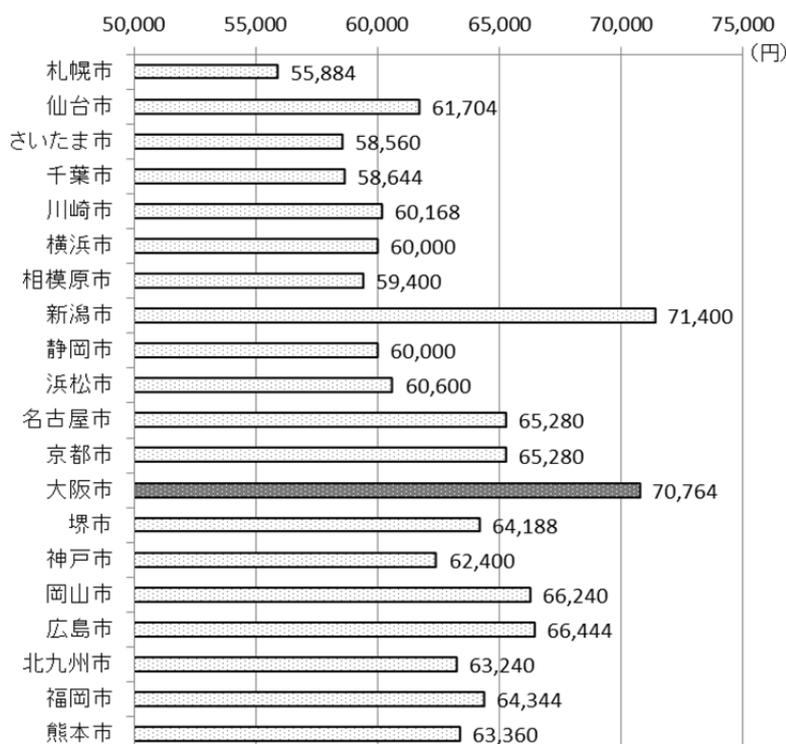


【介護保険料の政令市比較】



(出所：市作成資料を加工)

2) 介護保険料の徴収

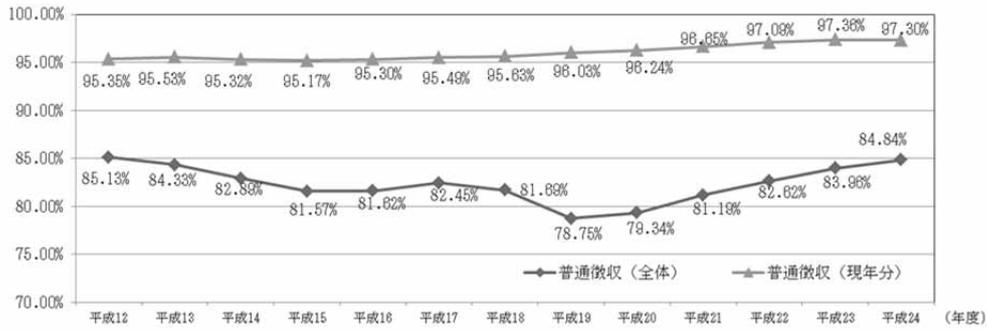
介護保険料の徴収方法は、第1号被保険者と第2号被保険者で異なる。

第1号被保険者の保険料については、原則として年金等から天引きされる「特別徴収」の方法によるが、老齢・退職年金、障害年金、遺族年金が年額18万円未満の年金受給者または無年金者については、納付書等により保険料を納付する「普通徴収」の方法によることとなる。保険料の算出方法は1)のとおりであり、市町村(保険者)により異なっている。

第2号被保険者に係る介護保険料については、医療保険料と合わせて徴収されることとなる。このため、介護保険料は全国で調整されることとなり地域差が生じない仕組みとなっている。

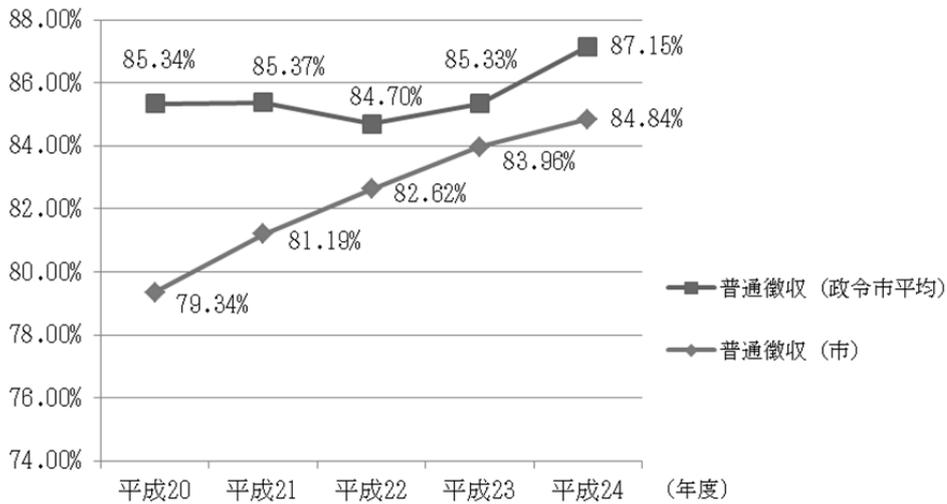
市の介護保険料の過去12年間における普通徴収による収納率(現年賦課分)の推移は次のとおりである。平成12年度(85.13%)から平成19年度(78.75%)まで毎年下落傾向にあった収納率は、最近5年間で上昇傾向に転じたところである。もっとも、政令市平均の収納率と比較するとまだ低い状況にある。

【介護保険料の収納率推移（普通徴収）】



（出所：市作成資料を加工）

【普通徴収収納率の政令市平均比較】

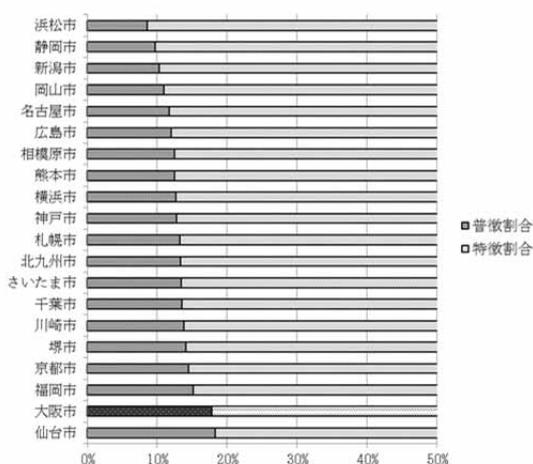


（出所：市作成資料を加工）

市の収納率が低い原因の一つとして、市では無年金者や低所得者が多く、普通徴収の割合が高いことが考えられる。平成24年度の介護保険料現年調定額のうち普通徴収の割合を政令市と比較すると次のとおりである。

【介護保険料の普通徴収の割合（政令市比較）】

	普通徴収割合	特徴徴収割合
仙台市	18.35%	81.65%
大阪市	17.84%	82.16%
福岡市	15.18%	84.82%
京都市	14.47%	85.53%
堺市	14.14%	85.86%
川崎市	13.84%	86.16%
千葉市	13.59%	86.41%
さいたま市	13.42%	86.58%
北九州市	13.40%	86.60%
札幌市	13.26%	86.74%
神戸市	12.78%	87.22%
横浜市	12.70%	87.30%
熊本市	12.54%	87.46%
相模原市	12.51%	87.49%
広島市	12.07%	87.93%
名古屋市	11.78%	88.22%
岡山市	10.94%	89.06%
新潟市	10.27%	89.73%
静岡市	9.75%	90.25%
浜松市	8.61%	91.39%
政令市平均	13.07%	86.93%



(出所：市作成資料を加工)

(2) 介護保険給付の適正化

① 介護保険施設等の指導監督

介護保険施設及び事業者の指導監督については、介護事業者等のサービスの質の確保・向上及び介護保険給付の適正化を図ることを目的として「介護保険施設等の指導監督について（通知）」（厚生労働省）において指導・監査の方針等が定められている。具体的には、当該通知に添付されている「介護保険施設等指導指針」及び「介護保険施設等監査指針」を参考に指導・監査対象となる事業者等の選定を行い、指導監督が行われている。

平成24年度からは、これまで府が行っていた介護保険施設等に対する指導監督、それに伴う指定取消等の事務が市に移譲されている。

平成24年度に市で実施された介護サービス別の実地指導の状況は次のとおりである。

【介護保険施設等に対する指導の実施状況】

No	区分	平成23年度		平成24年度	
		対象事業所数	対象事業所数	実施した事業所数	うち改善を求めた事業所数
1	指定居宅サービス		17,896	257	148
	指定訪問介護事業所		1,546	85	70
	指定訪問入浴介護事業所		37	0	0
	指定訪問看護事業所		2,835	3	3
	指定訪問リハビリテーション介護事業所		2,596	9	5
	指定居宅療養管理指導事業所		6,371	2	2
	指定通所介護事業所		609	10	7
	指定通所リハビリテーション事業所		3,035	35	15
	指定短期入所生活介護事業所		119	52	18
	指定短期入所療養介護事業所		78	40	11
	指定特定施設入居者生活介護事業所		78	5	5
	指定福祉用具貸与事業所		307	8	6
	指定特定福祉用具販売事業所		285	8	6
2	指定居宅介護支援事業		1,149	37	0
3	指定介護保険施設サービス		185	91	74
	指定介護老人福祉施設		100	50	43
	介護老人保健施設		68	37	28
	指定介護療養型医療施設		17	4	3
4	指定介護予防支援事業	54	64	18	13
5	指定地域密着型サービス	248	286	39	20
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	0	0	0	0
	指定夜間対応型訪問介護事業所	4	4	0	0
	指定認知症対応型通所介護事業所	60	74	2	2
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	32	44	7	3
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	149	161	27	13
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	1	1	0	0
	指定地域密着型老人福祉施設入居者生活介護事業所	2	2	3	2
	複合型サービス事業所	0	0	0	0

No	区分	平成23年度		平成24年度	
		対象事業所数	対象事業所数	実施した事業所数	うち改善を求めた事業所数
6	指定介護予防サービス		18,324	253	147
	指定訪問介護事業所		1,496	85	70
	指定訪問入浴介護事業所		35	0	0
	指定訪問看護事業所		2,826	3	3
	指定訪問リハビリテーション介護事業所		2,596	9	5
	指定居宅療養管理指導事業所		6,369	2	2
	指定通所介護事業所		576	10	7
	指定通所リハビリテーション事業所		3,612	35	15
	指定短期入所生活介護事業所		101	49	18
	指定短期入所療養介護事業所		72	39	10
	指定特定施設入居者生活介護事業所		76	5	5
	指定福祉用具貸与事業所		281	8	6
	指定特定福祉用具販売事業所		284	8	6
7	指定地域密着型介護予防サービス	236	281	36	18
	指定認知症対応型通所介護事業所	60	67	2	2
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	27	35	7	3
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	149	159	27	13

② 市の取組み

市では、介護給付サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、次の取組みを実施している。

	項目	概要
1	ケアプラン点検	ケアプランと給付実績を確認することで、居宅介護支援、介護予防支援及びこれに基づく各戸別の居宅サービス等が、真に必要なサービスとして利用者本位の視点で提供され、保険給付の内容及び水準が介護保険法第2条第2項から第4項に掲げるものとなるよう、事業所から提出もしくは事業

		所への訪問調査を行い、保険者の視点から確認及び確認結果に基づく指導を行う。
2	住宅改修の適正化	住宅改修費の給付に関する利用者自宅の現地調査を行い、施工状況の確認などを行う。また、申請書類の施工前書類確認を行い、支給決定前に書類不備等の点検を行う。
3	介護保険給付費通知	介護サービス利用者に対する利用サービスの内容と費用総額の内訳の通知を行い、利用者が利用していないサービスが記載されていないか等の給付実績確認を行う。
4	医療情報との突合	国保連合会から保険者に提供される医療給付情報と介護給付情報の突合結果をもとに、入院日数と介護給付、福祉用具の貸与状況などの給付状況等を確認したうえで、疑義がある内容については、過誤申立等を行う。
5	縦覧点検	国保連合会から保険者に提供される、複数月の明細書の算定回数や事業所間等の給付の整合性を確認する。

(3) 実施した手続

- ① 担当者へのヒアリング
- ② 契約書、事業報告書、指導監査結果その他関連する資料の閲覧

(4) 監査の結果及び意見

- ① 介護保険料の保険料段階の更なる見直しを図るべきである（意見）

大阪市の第1号被保険者に係る介護保険料は、第5期事業計画期間において、第4期の10段階区分から見直しが行われ、所得に応じて11段階に区分して、負担割合は0.50～2.00に改定されたところである。できるだけ一律に負担感の少なくなるように基準となる負担割合を1.00とし、最高の料率でも合計所得金額700万円以上は一律に負担割合2.00、最低の料率は0.50として設定されている。

しかし、市では、僅かな年金収入しかなく、また多額の財産を持たない高齢者も少なくはない。市の収納率は他市と比べても低い状況にあり、比較的新しい介護保険制度の理解がすすまない単身高齢世帯も多い。今後更に高くなるであろう介護保険料の基準額を考えると、低所得世帯への配慮を慎重に検討しなければ、滞納保険料を増加させるだけにもなりかねない。次期事業計画においては、一定所得金額以上及び一定所得金額以下の保険料段階と負担割合の幅を広げる等、更なる保険料の段階見直しを図ることを検討すべきである。

【市の保険料段階区分】

	段階	対象者	所得状況	割合	年額保険料	
軽減	第1段階	本人住民税非課税	生活保護受給者等		0.50	35,382円
	第2段階		世帯全員非課税	80万円以下	0.56	39,628円
	第3段階			120万円以下	0.65	45,997円
	第4段階			第2・第3段階以外		0.75
	第5段階		同じ世帯に住民税課税者	80万円以下	0.85	60,150円
基準	第6段階	第5段階以外		1.00	70,764円	
割増	第7段階	本人住民税課税	125万円以下		1.10	77,841円
	第8段階		125万円超200万円未満		1.25	88,455円
	第9段階		200万円以上400万円未満		1.50	106,146円
	第10段階		400万円以上700万円未満		1.75	123,837円
	第11段階		700万円以上		2.00	141,528円

(出所：市作成資料を加工)

参考として、次頁以後に神戸市・京都市・横浜市の事例を示す。

【神戸市の事例】

保険料段階	対 象 者		保険料率	1人あたりの年間保険料	
第1段階	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税		基準額×0.45	28,083円	
第2段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	本人の公的年金等の収入金額*1と合計所得金額*2の合計が80万円以下	基準額×0.45	28,083円
第3段階			本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.7	43,685円
第4段階		本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額×0.75	46,805円	
第5段階		課税の者がいる	本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.9	56,166円
第6段階			本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額	62,406円
第7段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額が147万円未満		基準額×1.1	68,647円
第8段階		本人の合計所得金額が147万円以上200万円未満		基準額×1.25	78,008円
第9段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満		基準額×1.5	93,609円
第10段階		本人の合計所得金額が300万円以上600万円未満		基準額×1.75	109,211円
第11段階		本人の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満		基準額×2.0	124,812円
第12段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上		基準額×2.25	140,414円

神戸市では、負担割合は0.45～2.25の12段階に区分されている。

【京都市の事例】

段階	対象者の所得金額		保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)	保険料 (月額)	
第1段階	・本人が生活保護受給 ・本人が老齢福祉年金を受給し、 本人及び世帯員全員が住民税非課税		0.5	32,640円	2,720円	
第2段階		80万円以下	0.5	32,640円	2,720円	
第3段階 (軽減)	本人 及び 世帯員全員が 住民税非課税	本人の 前年の合計 所得金額と 前年中の課 税年金収入 額の合計額	80万円超 120万円以下	0.68	44,390円	3,699円
第3段階			120万円超	0.75	48,960円	4,080円
第4段階 (軽減)	本人… 住民税非課税	本人の 前年の合計 所得金額	80万円以下	0.9	58,752円	4,896円
第4段階	世帯員… 住民税課税		80万円超	基準額	65,280円	5,440円
第5段階	本人… 住民税課税	本人の 前年の合計 所得金額	125万円以下	1.1	71,808円	5,984円
第6段階			125万円超 190万円未満	1.35	88,128円	7,344円
第7段階			190万円以上 400万円未満	1.6	104,448円	8,704円
第8段階			400万円以上 700万円未満	1.85	120,768円	10,064円
第9段階			700万円以上 1,000万円未満	2.1	137,088円	11,424円
第10段階			1,000万円以上	2.35	153,408円	12,784円

京都市では、負担割合は0.5～2.35の10段階に区分されている。

【横浜市の事例】

保険料段階	対象となる人		基準額×割合=年間保険料額
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者		60,000×0.45= 27,000円
第2段階	本人が 市民税 非課税	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額」の合計が 年間80万円以下の人	60,000×0.45= 27,000円
第3段階		本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額」の合計が 年間120万円以下の人で、かつ第2段階に属さない人	60,000×0.60= 36,000円
第4段階		上記以外の人	60,000×0.65= 39,000円
第5段階		本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額」の合計が 年間80万円以下の人	60,000×0.95= 57,000円
第6段階 <基準額>	上記以外の人	60,000×1.00= 60,000円	
第7段階	本人が 市民税 課税	150万円未満の人	60,000×1.10= 66,000円
第8段階		150万円以上250万円未満の人	60,000×1.25= 75,000円
第9段階		250万円以上350万円未満の人	60,000×1.50= 90,000円
第10段階		350万円以上500万円未満の人	60,000×1.60= 96,000円
第11段階		500万円以上700万円未満の人	60,000×1.85= 111,000円
第12段階		700万円以上1,000万円未満の人	60,000×2.15= 129,000円
第13段階		1,000万円以上の人	60,000×2.45= 147,000円

横浜市では、負担割合は0.45～2.45の13段階に区分されている。

② 認定審査期間の更なる短縮化を図るべきである（意見）

平成24年度からの認定事務センターの開設により、介護保険の認定事務にかかる経費については、一定の経費削減効果が図られているところである。他方、介護保険の認定申請から認定に至るまでの期間は、認定事務センター開設前の35日から開設後には41日と長期化している。原因の一部は、新しい認定事務センター設置に伴う移行期の混乱と考えられるが、その後サービスレベル合意書においてサービスレベル達成水準を定めたことにより、平成25年度には一定の改善がみられている。

しかし、介護保険法第27条第11項で定められた期限（30日以内の認定）には至っていないところであり、更なる認定審査事務の効率化を図り、審査期間の短縮化を図るべきである。

なお他の政令市においても、市よりは短い傾向にあるものの、介護保険認定申請者が多い自治体においては、認定審査期間が法定の期限内に収まるまでには至っていない。

【認定審査日数の推移】

(単位：日数、件数)

年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
処理日数	35.9	36.8	38.4	35.4	40.9
処理件数	148,237	140,722	163,169	155,320	153,996

平成24年度月次推移

(単位：日数、件数)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
処理日数	44.5	41.9	41.3	43.3	43.0	39.9	38.8
処理件数	13,254	12,438	14,288	14,048	14,329	12,180	12,033

月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
処理日数	37.1	42.1	38.1	39.1	41.3	40.9
処理件数	11,690	11,568	12,399	12,022	13,747	12,833

平成25年度月次推移

(単位：日数、件数)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	平均
処理日数	43.4	41.1	39.9	43.2	42.3	39.1	36.2	40.7
処理件数	13,437	12,546	14,058	14,435	14,192	13,343	12,593	13,515